

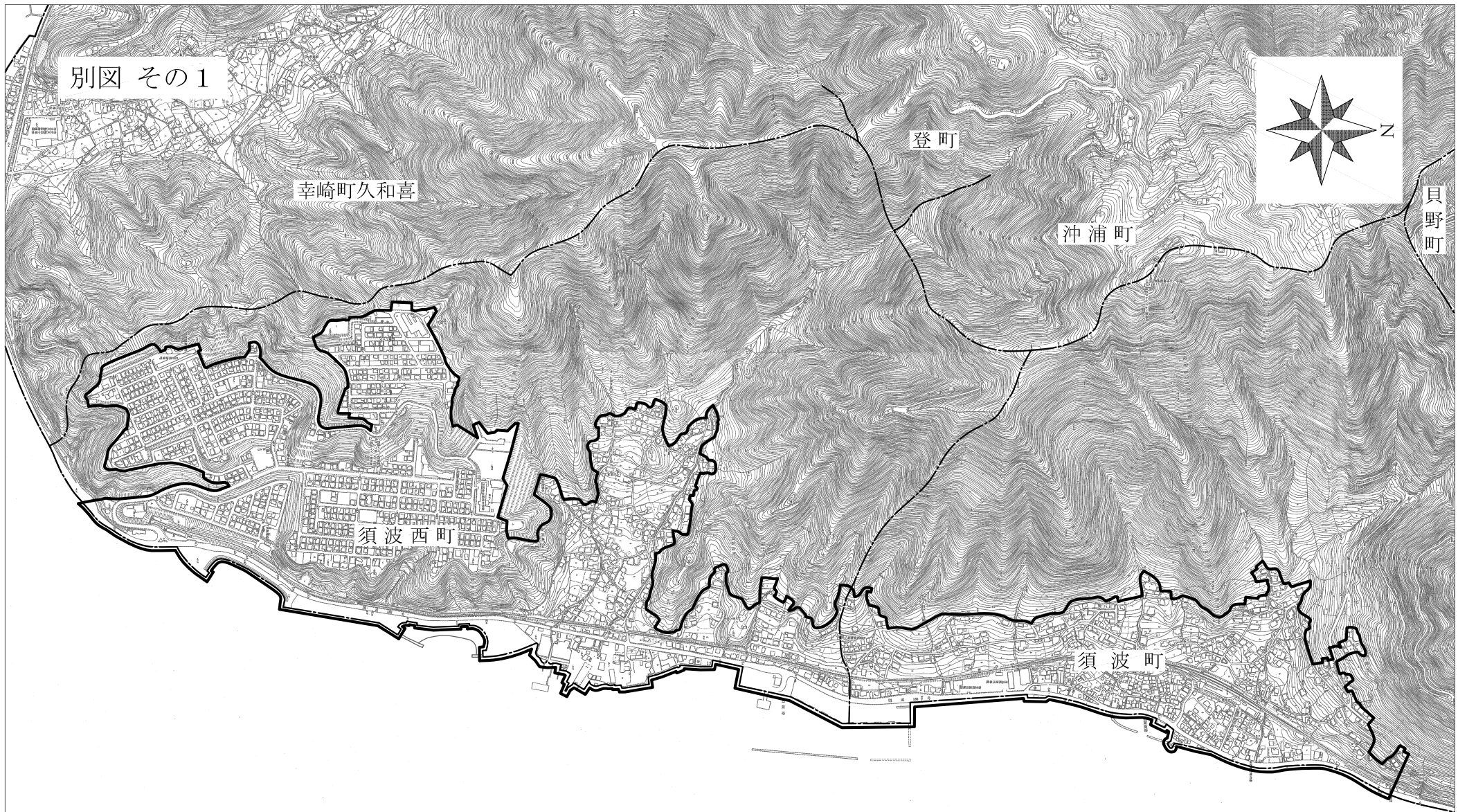
広島県告示第六百九十四号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条第一号に規定する街区方式による住居表示を実施するため、平成二十一年八月三十一日から、三原市の別図その一及び別図その二に示す区域内の町及び字の区域を廃止し、その区域をもって別図その三及び別図その四に示す町の区域を新たに画する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、三原市長から届出があった。

平成二十一年七月二十一日

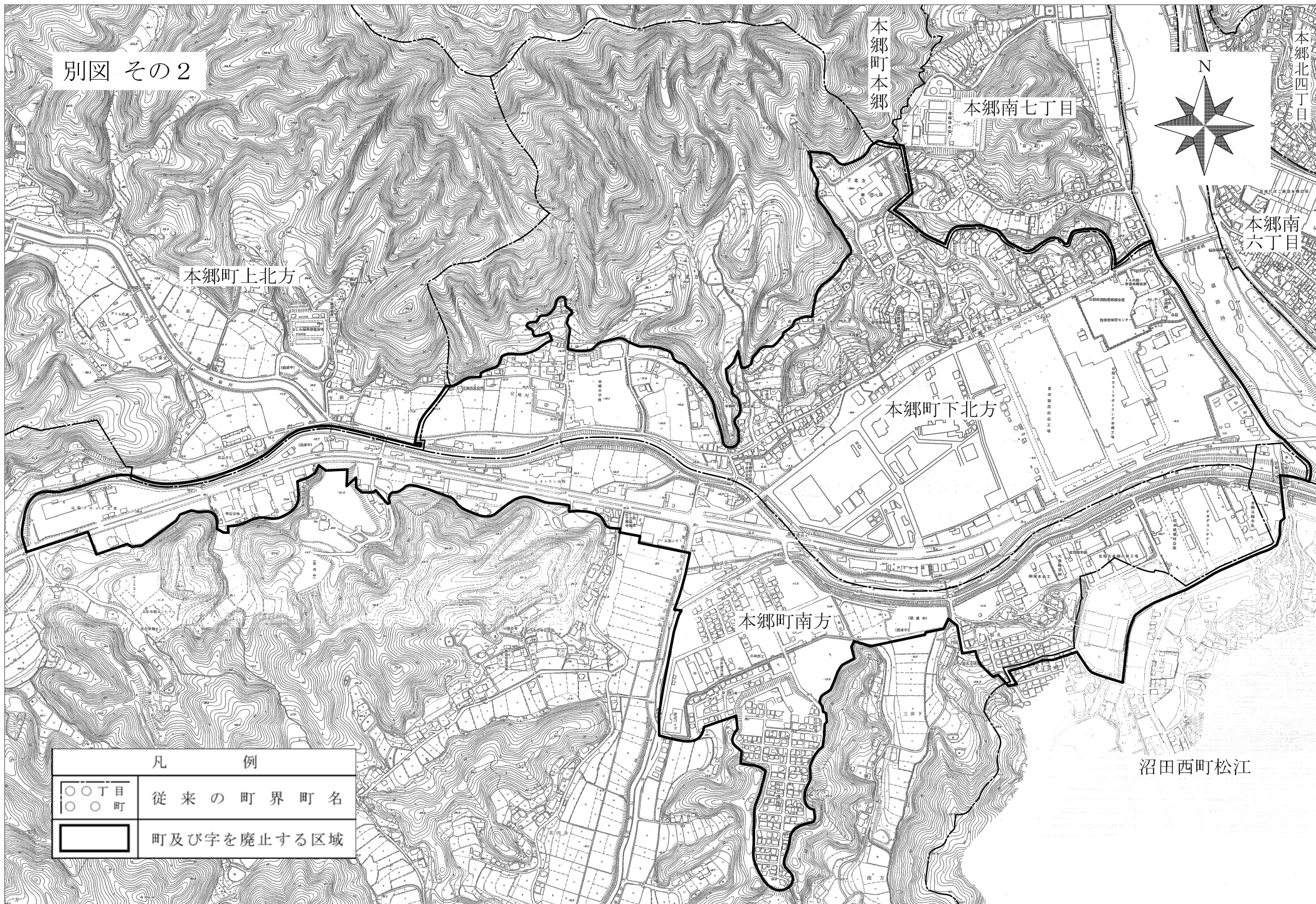
広島県知事 藤 田 雄 山

別図 その1



凡 例	
○ ○ 丁目 ○ ○ 町	従 来 の 町 界 町 名
□	町 及 び 字 を 廃 止 す る 区 域

別図 その2

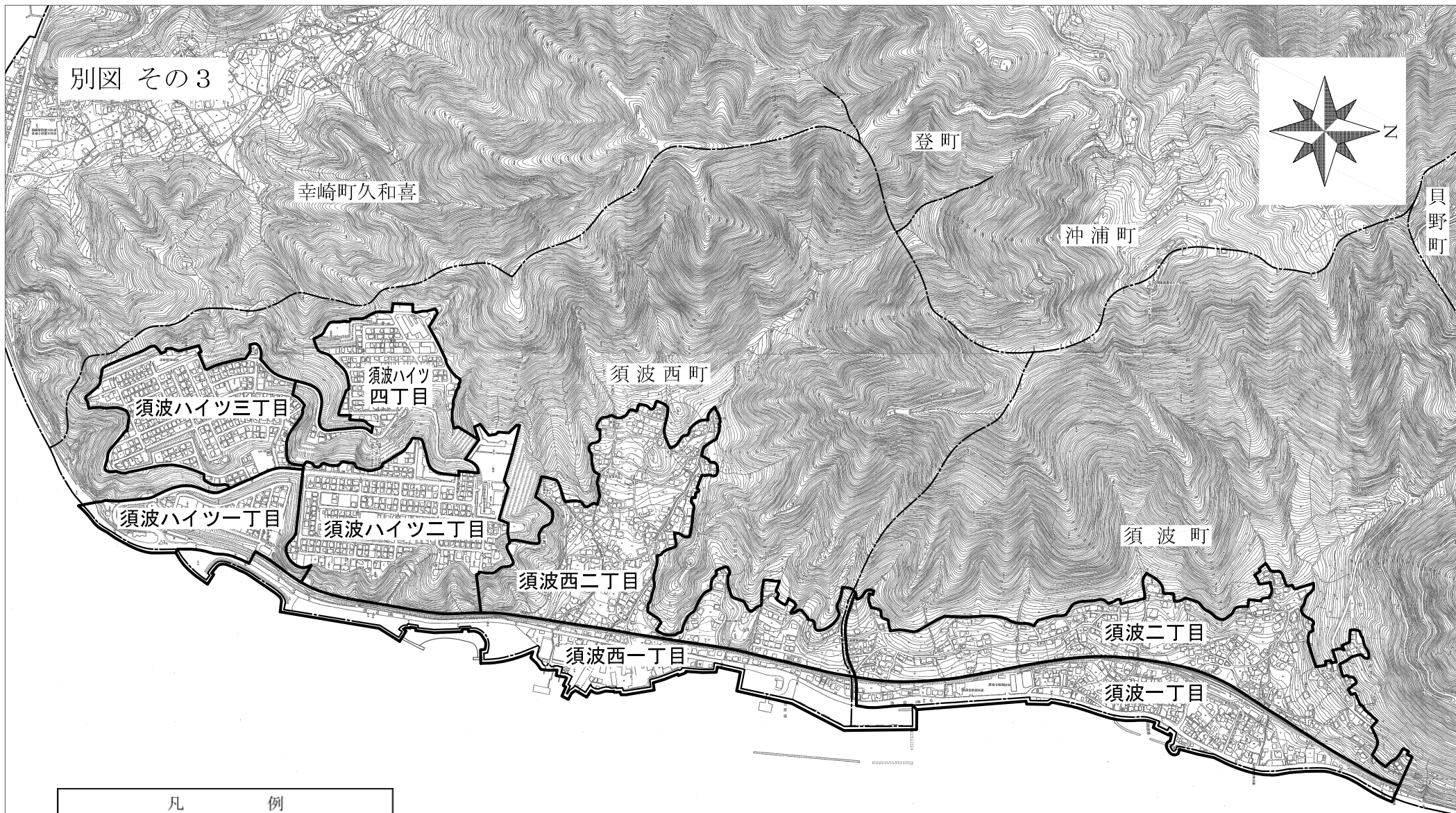


凡 例

○ ○ 丁目	従 来 の 町 界 町 名
○ ○ 町	
□	町及び字を廃止する区域

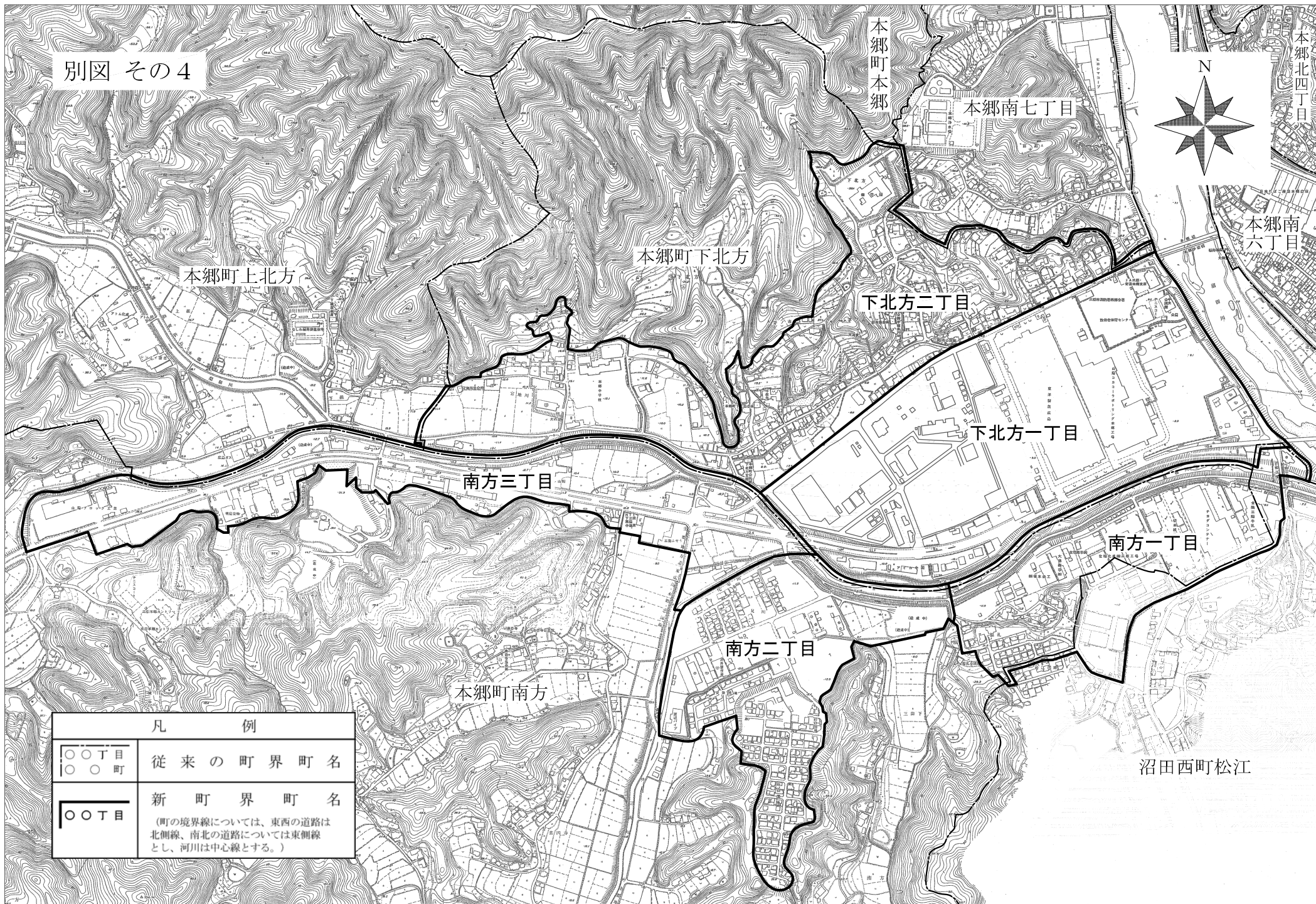


別図 その3



凡 例	
	従 来 の 町 界 町 名
	新 町 界 町 名
<small>(町の境界線については、東西の道路は北側線、南北の道路については東側線とし、河川は中心線とする。)</small>	

別図 その4



凡 例

○ ○ 丁目 ○ ○ 町	従 来 の 町 界 町 名
□ ○ ○ 丁目	新 町 界 町 名
<p>(町の境界線については、東西の道路は北側線、南北の道路については東側線とし、河川は中心線とする。)</p>	